

収入計算書の記入について（注意事項）

収入計算書＜様式3＞は「令和5年実績」と「令和6年見込」の2部構成になっています。基本的に令和5年実績をもって家計基準の審査を行います。令和6年の見込収入が令和5年実績から変動する場合は、「令和6年見込」によって審査を行うことになります。

以下に、収入計算書＜様式3＞の記入に関する注意事項をまとめましたので、参考としてください。

1 令和5年実績（左ページ）について

該当箇所	注意事項
収入項目①～③	令和5年分の源泉徴収票や給与明細、預金口座の入金欄等を参考にして、実数値（1千円未満切捨）を記入してください。なお、記入の参考とした資料（の写し）は根拠資料として提出いただきます。
収入項目④	単純な仕送りだけでなく、家賃等や授業料に対する援助も含まれます。自宅通学者は、計算式（世帯年間経費÷家族人数）により世帯ひとり当たりの経費を計算し、仕送りや家賃等に代えて記入してください。
収入項目⑤	該当する奨学金が「日本学生支援機構貸与型奨学金」である場合のみ、根拠資料の提出を不要とします。
収入項目⑥	収入項目①～⑤のいずれにも当てはまらない収入や預貯金の取り崩し額等を記入してください。
収入項目①～⑥	1つの項目に2つ以上の収入がある場合は、その金額を合算して記入願います。ただし、その場合も根拠資料は <u>収入ごと</u> に必要となりますので、ご注意ください。

2 令和6年見込（右ページ）について

該当箇所	注意事項
ページ全体	このページは、転職や退職等により、令和6年の見込収入が令和5年実績から変動する場合にのみ記入いただきます。変動がない場合は記入不要です。
収入項目①～③	給与支払（見込）証明書や直近3ヶ月分の給与明細、預金口座の入金欄等の内容を基にして年額（1千円未満切捨）を計算し記入してください。なお、記入の参考とした資料（の写し）は根拠資料として提出いただきます。年額の計算に際しては、「途中でアルバイトを辞める」等の個別事情は考慮しません。また、申請日までに退職したものも対象に含みませんのでご注意ください。
収入項目④	単純な仕送りだけでなく、家賃等や授業料に対する援助も含まれます。自宅通学者は、計算式（世帯年間経費÷家族人数）により世帯ひとり当たりの経費を計算し、仕送りや家賃等に代えて記入してください。
収入項目⑤	該当する奨学金が「日本学生支援機構貸与型奨学金」である場合のみ、根拠資料の提出を不要とします。また、申請中の奨学金は、採用結果が出ていないため、計上しません。
収入項目⑥	収入項目①～⑤のいずれにも当てはまらない収入や預貯金の取り崩し額等を記入してください。
収入項目①～⑥	1つの項目に2つ以上の収入がある場合は、その金額を合算して記入願います。ただし、その場合も根拠資料は <u>収入ごと</u> に必要となりますので、ご注意ください。

3 その他

本件について不明な点は、新潟大学学務部学生支援課奨学支援係までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

新潟大学 学務部学生支援課奨学支援係

TEL：025-262-6089 E-mail：shougaku@adm.niigata-u.ac.jp